

# 令和4年度 強化指定選手制度

下記に定める認定要件をすべて満たし、理事長・副理事長・強化指導員にて協議し、強化指定選手を認定するものとする。

## 【認定要件】

- ① 令和3年4月の県内大会から対象とし、3回以上参加すること
- ② 令和3年4月の東北地区連合大会から対象とし、東北大会以上で1回以上参加すること
- ③ 県内大会を対象とし、男子AVE180以上・女子AVE170以上を超えた者とする  
3回以上参加した大会全てのゲームが対象

## 【認定後】

- ① 男子AVE190以上をAチーム・180AVE以上をBチームとする
- ② 女子AVE180以上をAチーム・170AVE以上をBチームとする
- ③ 男女共、Aチーム・Bチームに分け、強化練習会の回数・補助額等を明確にする
- ④ 強化指定選手のみ購入可能なユニフォーム作成

※チーム分けの目的について

チームによって、強化練習会の回数や補助額に違いをだしBチームの選手はAチームへ上がる事を目標とし、Aチームの選手はBチームへ降格しない為に向上心を常に持ち、選手1人1人の意欲へつなげることを目的としています。

※強化指定選手ユニフォームについて

県内大会等で着用し、強化指定選手としての自覚と他選手へのアピールが普及・育成につながる事を目的としています。

## 【強化学業】

- ・強化練習会参加・補助
- ・大会遠征の補助
- ・外部コーチ招聘 講習会・練習会の参加・補助
- ・指定ユニフォーム

## 【強化指定選手の受付】

- ①この要項を受け取った時点から受付を行うものとする
- ②申込はクラブを通さず事務局へ申込可とする  
認定後、クラブ長へ県連より通達することとする

不明な点がある場合は、強化指導委員長又は事務局まで問合せ御願います。